

○高知市高齢者等就業支援団体認定事務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第3号に規定する高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「法」という。)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターに準ずる者(以下「高知市高齢者等就業支援団体」という。)についての認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象者)

第2条 高知市高齢者等就業支援団体として認定の対象となる者(以下「認定対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 定款、寄附行為、会則、活動方針等に、法第2条第2項に規定する高齢者等(以下「高齢者等」という。)についての福祉の増進に資する内容が含まれていること。
- (2) 高知市内に主たる事務所を置き、営利、非営利を問わず法人格を有する団体であること。
- (3) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - ア 高知市内に居住する者(以下「市内居住者」という。)の割合がその団体に属する者(賛助会員等以外の個人に限る。以下「構成員」という。)の5分の4以上であること。
 - イ 市内居住者である構成員のうち、60歳以上のものの割合がおおむね3分の2以上又は55歳以上のものの割合がおおむね4分の3以上であること。
- (5) 高齢者等の就業の機会の確保と組織的提供に係る業務を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定対象者とししない。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 手形又は小切手の不渡事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (4) 申請日までに納期の到来した国税、都道府県税、市町村税又は社会保険料等(健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金)を滞納している者。ただし、申請時までに完納した場合は、この限りではない。
- (5) 高知市内に本社又は本店若しくは入札及び契約等の権限の委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を有する事業者において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいるにもかかわらず個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者並びに現に個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者又は新規事業者のため高知市から特別徴収義務者として指定通知を受けていない者のうち特別徴収義務者に該当することとなったときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしないもの
- (6) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号に該当する者

(認定の申請)

第3条 認定対象者は、高知市高齢者等就業支援団体として認定を受けようとするときは、次に掲げる区分に応じ、市長が別に定める時期に、高知市高齢者等就業支援団体認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 通常申請（2年ごとに認定の対象年度を定めて実施する認定の申請をいう。以下同じ。）
- (2) 追加申請（通常申請の翌年度に追加で実施する認定の申請をいう。以下同じ。）

(認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、高知市随意契約認定団体審査会条例（平成27年条例第36号）第1条に規定する高知市随意契約認定団体審査会による審査を経て、適当と認めたときは高知市高齢者等就業支援団体として認定するものとする。

- 2 前項の規定に基づき認定したときは高知市高齢者等就業支援団体認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは高知市高齢者等就業支援団体認定却下通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請をした認定対象者に通知するものとする。

(認定期間)

第5条 前条第1項の規定により高知市高齢者等就業支援団体として認定を受けた認定対象者（以下「認定団体」という。）の認定期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 通常申請に係る認定期間 当該認定の日から認定の日の属する年度の翌々年度の末日まで
- (2) 追加申請に係る認定期間 当該認定の日から認定の日の属する年度の翌年度の末日まで

(認定要件の確認)

第6条 認定団体（前条第1号の認定期間に係る認定団体に限る。）は、その認定期間中に、市長から認定団体の要件に係る現況の確認を行うため書類の提出を求められたときは、当該確認のために必要な書類を提出しなければならない。

(変更承認)

第7条 認定団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに高知市高齢者等就業支援団体変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 認定団体の名称、所在地又は代表者の変更があったとき。
- (2) 第2条第1項各号に掲げる内容に変更があったとき。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定し、所定の高知市高齢者等就業支援団体変更承認（否認）通知書により当該申請をした認定団体に通知するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項第1号から第3号まで及び第6号に該当したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の認定を受けたことが明らかになったとき。

(4) 認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市高齢者等就業支援団体認定取消通知書により当該認定団体に通知するものとする。

(庶務)

第9条 この規程に関する事務は、総務部契約課及び商工観光部産業政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月23日から施行する。

附 則 (平成24年11月30日庁達第20号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の高知市高齢者等就業支援団体認定事務に関する規程第4条第1項の規定に基づき高知市高齢者等就業支援団体として認定されているものに係る認定の期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年4月1日庁達第1号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月1日庁達第18号)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月18日庁達第33号)

この規程は、令和2年11月18日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日庁達第14号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の高知市高齢者等就業支援団体認定事務に関する規程の規定に基づく様式は、この規程による改正後の高知市高齢者等就業支援団体認定事務に関する規程の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

申請区分		受付印	受付番号
1	新規		
2	継続		

高知市高年齢者等就業支援団体認定申請書

年 月 日

高 知 市 長 様

(申請者) 〒 _____
所在地 高知市
(フリガナ) (_____)
団体名
(フリガナ) (_____)
代表者 職・氏名

電 話 (_____) _____
F A X (_____) _____
記入担当者氏名 連絡先(電話) (_____) _____

年度高知市高年齢者等就業支援団体の認定を受けたいので、高知市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する規程第3条の規定に基づき、関係書類を添えて以下のとおり認定を申請します。なお、この申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

1 認定申請団体の概要

(フリガナ) 団体名			
代表者 職・氏名	_____		
所在地	高知市		
郵便番号	〒 _____	連絡先	(_____) _____
団体の事業概要			

2 団体の構成員

No.	構成員の種別	氏名	生年月日	年齢	住所
1			年 月 日		
2			年 月 日		
3			年 月 日		
4			年 月 日		
5			年 月 日		
6			年 月 日		
7			年 月 日		
8			年 月 日		
9			年 月 日		
10			年 月 日		
11			年 月 日		
12			年 月 日		
13			年 月 日		
14			年 月 日		
15			年 月 日		
16			年 月 日		
17			年 月 日		
18			年 月 日		
19			年 月 日		
20			年 月 日		

※ 団体の構成員の年齢については、申請日時点での年齢とする。

3 添付書類

No.	添付書類の内容	添付の有無
1	定款，寄附行為，会則，活動方針又は 類する書類（ ）	有・無
2	法人登記簿謄本又は登記事項証明書	有・無
3	団体構成員割合表等（※第2条第1項第4号に該当していることが分かる もの）	有・無
4	事業計画書（※認定申請日が属する年度のもの）又は 類する書類（ ）	有・無
5	事業実績等報告書又は 類する書類（ ）	有・無
6	収支計算書（※認定申請日が属する年度の前年度及び前々年度のもの）又は 類する書類（ ）	有・無
7	貸借対照表（※認定申請日が属する年度の前年度及び前々年度のもの）又は 類する書類（ ）	有・無
8	監査報告書（※認定申請日が属する年度の前年度及び前々年度のもの）又は 類する書類（ ）	有・無
9	市町村税に係る納税証明書	有・無
	都道府県税に係る納税証明書	有・無
	国税に係る納税証明書	有・無
10	社会保険料等納入確認（証明）書	有・無
11	個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書	有・無
12	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	有・無
13	その他市長が必要と認める書類 （ ）	有・無

様式第2号（第4条関係）

年 月 日
認定番号 第 号

様

高知市長

高知市高年齢者等就業支援団体認定通知書

年 月 日付けの 年度高知市高年齢者等就業支援団体認定申請については、高知市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する規程第4条第1項の規定により、「高知市高年齢者等就業支援団体」として認定することとしたので、同条第2項の規定により通知します。

認定年月日	
認定の有効期限	
認定条件	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

高知市長

高知市高年齢者等就業支援団体認定却下通知書

年 月 日付けの 年度高知市高年齢者等就業支援団体認定申請については、認定しないこととしたので、高知市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する規程第4条第2項の規定により通知します。

認定却下理由	
--------	--

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

高知市高年齢者等就業支援団体変更承認申請書

高 知 市 長 様

（申請者） 〒 _____
所在地 高知市
団体名
代表者 職・氏名
電話番号

年 月 日付け認定番号第 _____ 号で認定を受けた高知市高年齢者等就業支援団体の認定について、下記のとおり変更しますので高知市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する規程第7条第1項の規定により、承認申請書を提出します。

記

変 更 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第7条関係)